

## 引越荷物運送保険特別約款（日本通運海外引越支店 国内引越 用）

（保険金を支払う損害）

第1条 当社は、保険の目的である引越荷物（以下「荷物」といいます。）についてすべての偶然な事故によって生じた損害に対して保険金を支払います。ただし、第2条に掲げる損害を除きます。

（保険金を支払わない損害）

第2条 当社は、運送保険普通保険約款第3条、第4条および第5条に定める事由によって生じた損害のほか、次の事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

- (1) 自動車、オートバイ、モーターボートのすり傷、かき傷または塗装のはがれ
- (2) 庭石、灯ろうの破損
- (3) 植物（植木、盆栽を含みます。）の枯れ死または枝・葉などの破損  
ただし、これらの損害が火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座洲によって生じた場合を除きます。
- (4) 機械・器具などの作動不良  
ただし、外装に異常があるなど第5条に記載の当社の責任期間中の偶然かつ外来の事由によることが明らかな場合は、この限りではありません。
- (5) 楽器類の音色または音質の変化に伴う音律調整費用  
ただし、保険事故によって荷物に損傷が生じ、当社が音律調整を必要と認めた場合は、この限りではありません。

（対象外荷物）

第3条 次の荷物について生じた損害に対しては保険金を支払いません。

- (1) 貨紙幣類・有価証券
- (2) 商品および営業用什器・備品
- (3) 携行する荷物
- (4) 生動物
- (5) 自力走行による自動車
- (6) 転居先搬入後、建物から一時的に持ち出された荷物
- (7) 転居先搬入後、建物外に保管された荷物
- (8) 貴金属・宝石類

第4条 保険金額および保険価額

保険金額は2,000万円とします。保険価額は再調達価額（美術品・骨董品の場合は時価額）とします。

（責任の始期と終期）

第5条 当社の責任は、発送地において引越に伴う荷物の梱包作業が開始した時に始まり、通常の輸送過程を経て、荷物が仕向地における被保険者指定の場所に搬入された日の翌日の午前零時から起算して30日間経過した時に終わります。

2 発送地が「トランクルーム」の場合は、引越に伴う荷物の搬出作業が開始した時に始まります。また、仕向地が「トランクルーム」の場合は、荷物が搬入され指定の場所に置かれた時に終わります。

3 荷物が仕向地における運送業者指定の保管場所で一時保管される場合は、保管場所に搬入された日の翌日の午前零時から起算して7日間をもって限度とします。

（事故の通知）

第6条 保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したこと、または発生した疑いがあることを知った時は、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。

2 保険契約者または被保険者が荷物を受取った日の翌日の午前零時から起算して90日以内に当社宛に前項の通知を怠ったときは、当社は当該保険事故によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

（保険金の支払い）

第7条 当社は、保険金額を限度として荷物が被った損害の実損害額を支払います。実損害額の算出は、損害が生じた荷物の再調達価額（当該荷物と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得する額をいいます。）を基準として算出します。

2 前項の規定にかかわらず、荷物が美術品・骨董品の場合には当社が保険金を支払うべき損害額は、その損害が生じた地および時における時価額を基準に算出します。

3 荷物に損害が生じて修繕または手直しができる場合は、修繕または手直しの実費を再調達価額を限度として支払います。ただし、損傷について修繕または手直したることによる荷物の価値の低下については保険金を支払いません。

4 保険事故によって損害を被った荷物がペアまたはセットの場合は、その損害の結果、ペアまたはセット全体としての価値が損なわれても、当社が支払う保険金の額は、当該荷物の再調達価額に対する損害を被った部分の割合の再調達価額を限度とします。

（保険金を支払う費用の損害 その1）

第8条 当社は、前条で保険金の支払いの対象となる損害が発生した場合、保険事故によって損害を受けた荷物の残存物の取り片づけに必要な費用（取り壊し費用、取り片づけ清掃費用、搬出費用、廃棄費用）のうち、合理的に支出されたと当社が承認したものにつき支払います。

2 前項の費用保険金は、1事故につき5万円を限度に実際に支出された額とします。

(保険金を支払う費用の損害 その2)

第9条 当社は、第7条で保険金の支払いの対象となる損害が発生した場合、保険事故によって損害を受けた荷物の再調達に必要な費用(送料、交通費、振込手数料、見積取得費用)のうち、合理的に支出されたと当社が承認したものにつき支払います。

2 前項の費用保険金は、1事故につき5万円を限度に実際に支出された額とします。

(保険金を支払う費用の損害 その3)

第10条 当社は、第7条で保険金の支払いの対象となる損害が発生した場合、保険事故によって損害を受けた荷物の損害額を立証するために取得する修理不能証明書、修理見積書の取得費用のうち合理的に支出されたと当社が承認したものにつき支払います。

2 前項の費用保険金は、1事故につき5万円を限度に実際に支出された額とします。

(保険金の支払限度額)

第11条 この保険による支払保険金の額は、第7条、第8条、第9条および第10条にて支払われる保険金を合算して保険金額を限度とします。

(他保険との関係)

第12条 当社は、他の保険契約がある場合には、運送保険普通保険約款第25条の規定にかかわらず、損害が生じた地および時における荷物の再調達価額(美術品・骨董品の場合は時価額)を基準として算出した損害額から、他の保険契約によって支払われる保険金の額を差し引いた残額について保険金を支払います。

(準拠規定)

第13条 この特別約款に定めのない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定に従います。